

(再評価)

資料 4 - 2

関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成24年度第5回)

一般国道 17号 上尾道路

【補足説明資料】

平成24年11月26日

国土交通省 関東地方整備局

湿地エリアにおける環境保全対策の検討経緯について

- 昭和60年10月 「環境影響評価実施要綱」公布（閣議決定S59.8）
- 平成元年11月 実施要綱に基づき環境影響評価実施 } 保全対象
・天然記念物
・自然環境保全基礎調査報告書（環境省）等
- 平成2年度 事業化
- 平成3年 環境省レッドデータブック刊行（以降、順次改訂）
- 平成5年11月 「環境基本法」施行
- 平成8年 埼玉県レッドデータブック刊行（以降、順次改訂）
- 平成11年6月 「環境影響評価法」施行
- 平成12年3月 「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」施行
- 平成14年10月 埼玉県が江川流域全体の環境保全を検討するため、協議会を設置
- 平成15年度 現地環境調査にて、レッドデータブック等の保全対象種確認
- 平成21年2月 上尾道路に係る環境保全対策を検討するため、検討会議を設置

【メンバー】 議長：亀山 章（東京農工大学 名誉教授）
委員：学識者2名（動植物、まちづくり）
地元住民代表2名
地元環境保護団体代表者5名

- 平成24年5月 第13回検討会議において、環境保全対策をとりまとめ

《事業化後、湿地エリアにて確認された保全対象種》

■レッドデータブック

カテゴリー	定義	保全対象種			
		植物45種(30種)		動物10種	
		環境省	埼玉県	環境省	埼玉県
絶滅	すでに絶滅したと考えられる種	—	—	—	—
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種	—	—	—	—
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種	2(2)	18(11)	—	5
ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種	—	7(4)	—	2
ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種	2(2)	11(7)	—	3
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種	9(5)	14(9)	1	3
準絶滅危惧	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、“絶滅危惧”に移行する可能性のある種	10(8)	12(9)	2	2
計		21(15)	44(29)	3	10

《参 考》

■環境省レッドデータブック

植物編：H19. 8改訂

動物編：H18. 12改訂（鳥類、爬虫類、両生類）

H19. 8改訂（ほ乳類、魚類、底生動物、昆虫類）

■埼玉県レッドデータブック

植物編：H17. 3改訂

動物編：H20. 3改訂

※()は道路計画幅内で確認された種。

※植物45種については、環境省レッドデータブックのみ記載されている種を1種確認(準絶滅危惧)。

《検討会議における環境保全対策の検討》

主な検討項目	検討会議での方針
<p>○当該道路の都市計画決定区域外へのルート変更の可能性</p>	<p>○圏央道の供用と合わせた整備の緊急性が求められている一方で、既に用地買収が進捗していることや、ルート変更に伴う都市計画変更手続きに要する時間、新たな用地買収、湿地への影響等を考慮すると都市計画決定区域外へのルート変更は極めて困難</p> <p>⇒当該道路の都市計画決定区域内で可能な限り対応</p>
<p>○希少種自生地、その他保全対象種の生息・育成環境への影響を低減</p>	<p>○希少種自生地への影響を最小限に抑える道路構造・位置とするとともに、湿地環境に配慮した施工方法を実施した上で、当面先行2車線整備を行う</p>
<p>○希少種の保全・増殖と湿地環境の保全・再生</p>	<p>○希少種の保全・増殖を実施</p> <p>○道路区域内にビオトープ、区域外にも湿地保全エリアを設定し、復元的保全を行う</p>
<p>○江川地区の環境保全を図るための体制・基盤づくり</p>	<p>○地域で活動されている方々(地域住民、NPO等)と連携し、湿地の整備・管理・再生を行う</p>

《湿地エリアにおける環境保全対策の概要》

①道路構造の変更(盛土→高架)

- ・盛土構造を高架構造へ変更することにより、湿地環境全体の保全及び希少植物自生地の改変を回避
- ・湿地環境への負荷を軽減した構造・施工方法の採用

橋脚配置の考え方

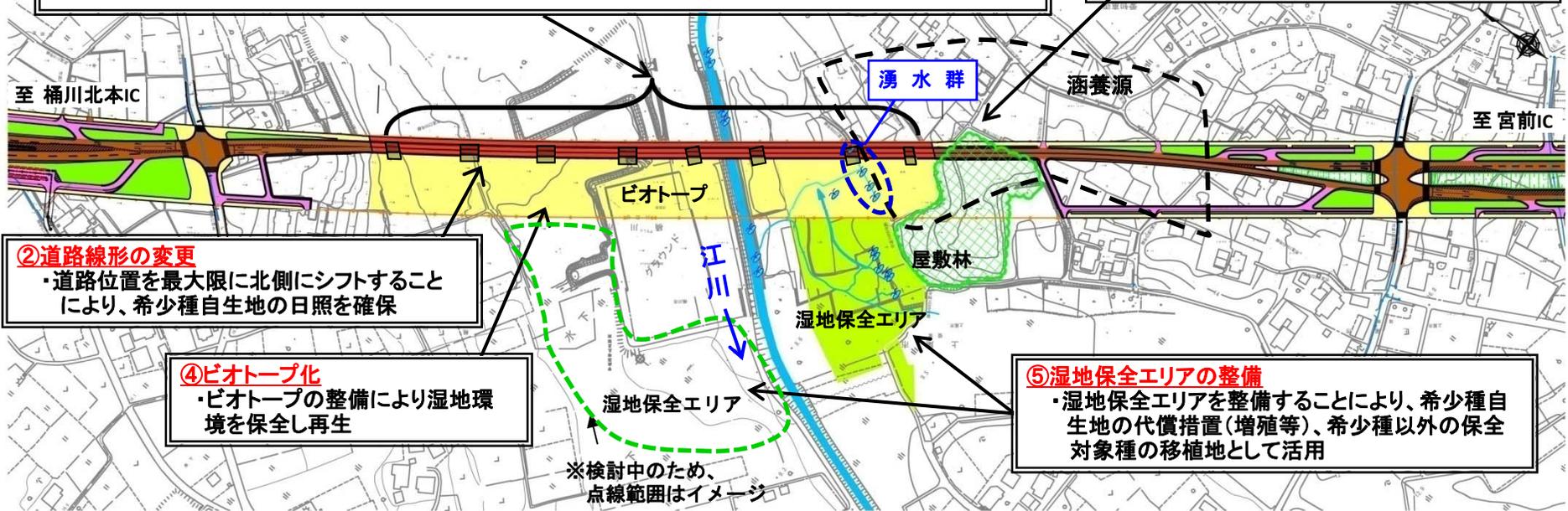
- ・湿地内の橋脚数を限りなく少なくする
- ・希少種自生地を避ける
- ・湧水群箇所を避ける 等

施工方法

- ・湿地への影響を少なくするため栈橋を設置
- ・右岸側は栈橋上からクレーン架設
- ・左岸側は送り出し工法により自生地への進入を避ける

③涵養源の保全

- ・湿地環境に重要な地下水供給を保全するため、道路構造・施工方法の配慮、屋敷林の保全、再生等を実施



②道路線形の変更

- ・道路位置を最大限に北側にシフトすることにより、希少種自生地の日照を確保

④ビオトープ化

- ・ビオトープの整備により湿地環境を保全し再生

⑤湿地保全エリアの整備

- ・湿地保全エリアを整備することにより、希少種自生地の代償措置(増殖等)、希少種以外の保全対象種の移植地として活用

⑥(仮称)湿地保全プロジェクトチームの設置

- ・地元住民・環境団体・大学・自治体からなる(仮称)湿地保全プロジェクトチームを設立し、湿地環境の継続的な保全及び再生に向け地元自治体等と連携

⑦工事モニタリングの実施

- ・工事モニタリングにより希少動植物や湿地環境への影響を把握し、保全対策を実施

⑧先行2車線整備後の整備のあり方を検討

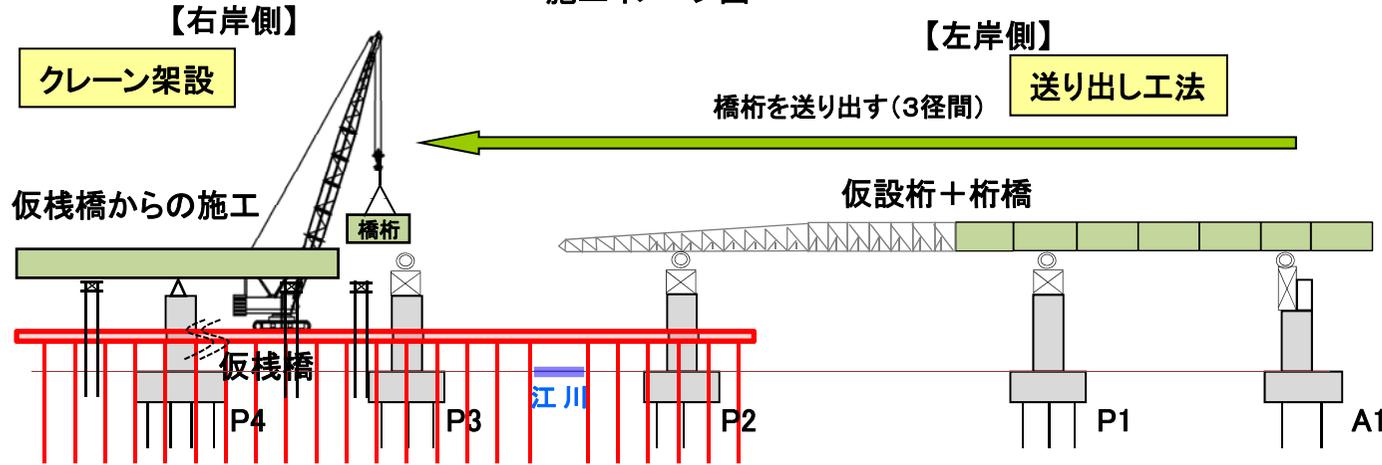
- ・先行2車線整備後の希少動植物の生息・生育状況などの経過を踏まえ、今後の整備のあり方を検討

希少種の具体的な自生地位置は保護の観点から非表示

《湿地エリアにおける橋梁施工概要》

- 左岸側：桁を橋上から送り出す「送り出し工法」により、希少種自生地への進入を回避
- 右岸側：一般的なクレーン架設の場合、軟弱地盤であることから地盤改良が必要となるため、湿地への影響を低減できる仮栈橋を採用
(仮栈橋設置により影響を受ける保全対象種については、移植等の保全対策を実施)

～施工イメージ図～



一般的なクレーン架設の施工例

地盤改良が必要

湿地への影響を低減

仮栈橋設置例



送り出し工法の施工例

希少種の具体的な自生地位置は保護の観点から非表示

地下貯留槽が必要となった要因

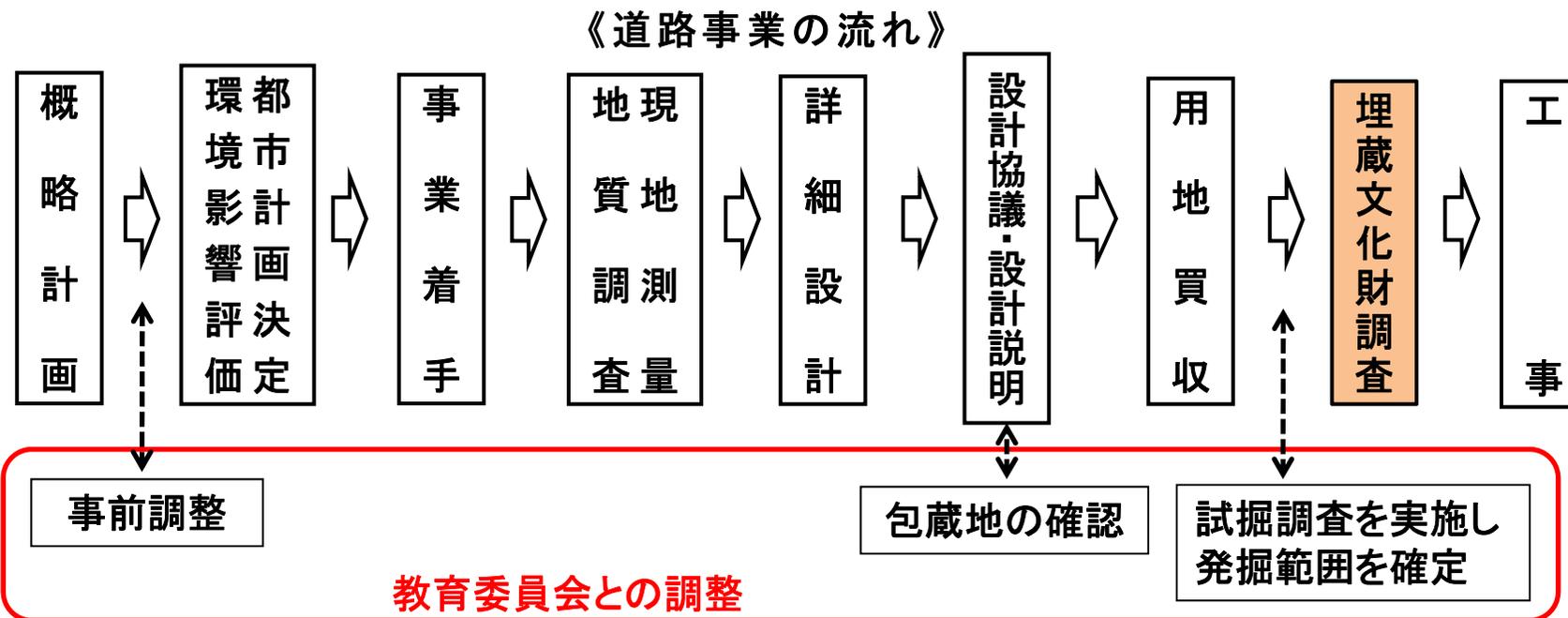
■河川管理者との調整

- 事業化時 河川改修計画が検討されていたことから、直接放流にて計画
- 平成18年10月 近年の集中豪雨による浸水被害が多発していることから、埼玉県が「雨水流出抑制施設等に関する条例」を制定
- 平成20年12月～ 放流に関する協議を実施
⇒道路整備による流出増分については、事業者による「雨水流出抑制施設」の設置を求められる

■河川改修状況



埋蔵文化財発掘調査の結果による、事業計画の変更について



■本事業での出土品

- ・記録保存のため、出土品保存のための更なる措置、ルート・構造等の変更は生じない



古墳時代後期の住居跡



縄文時代中期の土壙(墓跡)